

農業改良助長法の一部を改正する法律案参照条文

農業改良助長法（昭和二十三年法律第六十五号）（抄）

第一章 総則

（法律の目的）

第一条 この法律は、農業者が農業経営及び農村生活に関する有益かつ実用的な知識を得、これを普及交換することができるようにするため、農業に関する試験研究及び普及事業を助長し、もつて能率的で環境と調和のとれた農法の発達、効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域の特性に即した農業の振興を図り、あわせて農村生活の改善に資することを目的とする。

第二章 農業に関する試験研究の助長

（助成の基準）

第二条 政府は、農業に関する試験研究を助長するため、都道府県及びその他の試験研究機関に対し、次に定めるところにより、補助金又は委託金（以下この章において「資金」という。）を交付する。

一 国及び地方の農業事情からみて緊要と認められる都道府県及びその他の試験研究機関の特定の試験研究に要する経費について、その全部又は一部

二 第十四条第一項第二号及び第三号の協同農業普及事業に必要な試験研究を行うための試験研究施設の設置及び運営につき、都道府県の要する経費について、その二分の一

（農林水産省の試験研究機関等の協力等）

第四条 都道府県試験研究機関等（都道府県の試験研究機関又は都道府県若しくは都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）であつて試験研究に関する業務を行うものをいう。第十四条の二第四項において同じ。）は、この法律の目的を達成するために行う試験研究に関し、農林水産省の試験研究機関又は農林水産省の所管する独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第十一条第一項において同じ。）であつて試験研究に関する業務を行うものに対して、共同研究の実施並びに必要な助言及び協力を求めることができる。

第五条から第十条まで 削除

（年次報告書）

第十一条 農林水産大臣は、毎年度、都道府県又はその他の試験研究機関がこの章の規定により資金の交付を受けて実施した事業と農業に関する国の試験研究機関及び農業に関する試験研究に関する業務を行う独立行政法人の試験研究事業とを検討整理しなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の検討整理の結果及びこの章の目的のために定められた予算の支出額の年次報告書を作成し、これを財務大臣に送付しなければならない。

3 内閣は、前項の年次報告書を、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四十条の規定による歳入歳出決算の添附書類として、国会

に提出するものとする。

第十二条 削除

第三章 農業に関する普及事業の助長

(助成の目的)

第十三条 政府は、農業者が農業経営及び農村生活に関する有益かつ実用的な知識を取得交換し、それを有効に応用することができるように、都道府県が農林水産省と協同して行う農業に関する普及事業を助長するため、この章の規定に従い、都道府県に対し協同農業普及事業交付金(以下単に「交付金」という。)を交付する。

2 農林水産大臣は、前項の規定による交付金の交付については、各都道府県の農業人口、耕地面積及び市町村数を基礎とし、各都道府県において協同農業普及事業を緊急に実施することの必要性等を考慮して政令で定める基準に従って決定しなければならない。

3 この法律は、個人的寄附又は農業協同組合その他政府若しくは都道府県以外の団体によつて支持されている普及事業を打ち切り、又は退歩させる意図があると解すべきではない。

(協同農業普及事業)

第十四条 この章の規定により交付金を交付される「協同農業普及事業」とは、次に掲げるものをいう。

一 専門技術員及び改良普及員を置くこと。

二 専門技術員又は改良普及員が次条第二項、第三項又は第五項の事務を行うことにより、普及指導活動を行うこと。

三 地域農業改良普及センターを運営すること。

四 普及協力委員が第十四条の七第二項の規定により活動を行うこと。

五 農業者研修教育施設において農業後継者たる農村青少年その他の農業を担うべき者に対し近代的な農業経営の担当者として必要な農業経営又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識を習得させるための研修教育を行うこと。

六 改良普及員の研修及び農業経営又は農村生活の改善を目的とする農村青少年団体の指導者の育成を行うこと。

2 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を内容とする協同農業普及事業の運営に関する指針(以下「運営指針」という。)を定めるものとする。

一 普及指導活動の基本的な課題

二 専門技術員及び改良普及員の配置に関する基本的事項

三 専門技術員及び改良普及員の資質の向上に関する基本的事項

四 普及指導活動の方法に関する基本的事項

五 その他協同農業普及事業の運営に関する基本的事項

3 農林水産大臣は、運営指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣は、運営指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、都道府県に通知しなければならない。

5 協同農業普及事業は、この章の規定により交付金の交付を受ける都道府県が、運営指針を基本として定める協同農業普及事業の実施に

関する方針（以下「実施方針」という。）に従つて、これを実施するものとする。

6 実施方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 普及指導活動の課題

二 専門技術員及び改良普及員の配置に関する事項

三 専門技術員及び改良普及員の資質の向上に関する事項

四 普及指導活動の方法に関する事項

五 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

7 第五項の都道府県は、第四項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、実施方針を定め、又はこれを変更しなければならない。この場合においては、当該都道府県は、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。

8 第五項の都道府県は、実施方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、農林水産大臣に報告しなければならない。

（専門技術員及び改良普及員）

第十四条の二 都道府県は、前条第一項第二号、第五号及び第六号の協同農業普及事業を行うため、専門技術員及び改良普及員を置く。

2 専門技術員は、試験研究機関、市町村、農業に関する団体、教育機関等と密接な連絡を保ち、専門の事項又は普及指導活動の技術及び方法について、調査研究を行うとともに改良普及員を指導する。

3 専門技術員は、前項の事務の遂行に支障のない範囲内で、直接農業者に接して、農業経営又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導に当たることができる。

4 都道府県は、専門技術員の行う第二項の調査研究と都道府県試験研究機関等の行う前条第一項第二号の協同農業普及事業に必要な試験研究とが緊密な連絡を保ちながら行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

5 改良普及員は、巡回指導、相談、農場展示、講習会の開催、器材の利用その他の手段により、直接農業者に接して、農業生産方式の合理化その他農業経営の改善又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導に当たる。

6 改良普及員は、地域農業改良普及センターに属するものとする。ただし、専ら前条第一項第五号の研修教育に当たる改良普及員にあつては、農業者研修施設たる機関に属することを妨げない。

（専門技術員及び改良普及員の任用資格）

第十四条の三 農林水産大臣が農林水産省令で定めるところにより行う専門技術員資格試験に合格した者その他政令で定める資格を有する者でなければ、専門技術員に任用されることができない。

2 都道府県が条例で定めるところにより行う改良普及員資格試験に合格した者その他政令で定める資格を有する者でなければ、改良普及員に任用されることができない。

（専門技術員及び改良普及員の研修）

第十四条の四 都道府県知事は、専門技術員及び改良普及員の技術及び知識の向上を図るため、計画的に、専門技術員及び改良普及員についての研修を実施するよう努めなければならない。

(農業改良普及手当)

第十四条の五 都道府県は、条例で定めるところにより、専門技術員及び改良普及員に対して、これらの者の勤務の状態が政令で定める要件に該当する場合に、農業改良普及手当を支給することができる。

2 前項の規定により専門技術員及び改良普及員に支給することができる農業改良普及手当の月額、その給料の月額に、専門技術員にあつては百分の八以内、改良普及員にあつては百分の十二以内においてそれぞれ条例で定める支給割合を乗じて得た額とする。

(地域農業改良普及センター)

第十四条の六 都道府県は、地域農業改良普及センター(以下「センター」という。)を設けるものとする。

2 センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一 その所属の改良普及員の行う第十四条の二第五項の事務の連絡調整その他農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を総合するための活動を行うこと。

二 農業者に対し農業経営又は農村生活の改善に関する情報を提供すること。

三 新規就農を促進するための情報の提供、相談その他の活動を行うこと(第十四条第一項第五号の研修教育を除く。)

3 センターの位置、名称及び管轄区域は、条例で定める。

4 センターの長は、改良普及員をもつて充てるものとする。

(普及協力委員)

第十四条の七 都道府県は、農業又は農産物の加工若しくは販売の事業その他農業に関連する事業について識見を有する者のうちから、普及協力委員を委嘱することができる。

2 普及協力委員は、改良普及員に協力して農業経営又は農村生活の改善に資するための活動を行う。

(年次報告書)

第十五条 農林水産大臣は、毎年度、この章の目的のために定められた予算の支出額及びこの章の規定により交付金の交付を受けて実施した事業の結果の年次報告書を作成し、これを財務大臣に送付しなければならない。

2 内閣は、前項の年次報告書を、財政法第四十条の規定による歳入歳出決算の添附書類として、国会に提出するものとする。

附 則

第十六条 この法律施行の期日は、その公布の日から三箇月を超えない期間内において、政令でこれを定める。

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(抄)

第二百四十四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに再任用短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、調整手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業改良普及手当、災害派遣手当又は退職手当を支給することができる。

給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2・3（略）

4 この法律で「平均給与額」とは、負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によつて疾病の発生が確定した日（第七項において「災害発生の日」という。）の属する月の前月の末日から起算して過去三月間（その期間内に職員となつた者については、その職員となつた日までの間）にその職員に対して支払われた給与の総額を、その期間の総日数で除して得た金額をいう。ただし、その金額は、次の各号の一によつて計算した額を下らないものとする。

一 給与の全部が、勤務した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高払制によつて定められた場合には、その期間中に支払われた給与の総額をその勤務した日数で除して得た金額の百分の六十

二 給与の一部が、勤務した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高払制によつて定められた場合には、その部分の給与の総額について前号の方法により計算した金額と、その他の部分の給与の総額をその期間の総日数で除して得た金額との合算額

5 前項の給与は、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、農林漁業改良普及手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び総務省令で定める手当（第一項第一号の政令で定める者にあつてはこれらの給与に相当する給与、地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員にあつては総務省令で定める給与）とする。

6（略）

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）（抄）

（農薬の使用の指導）

第十二条の三 農薬使用者は、農薬の使用に当たつては、農業改良助長法（昭和二十三年法律第六十五号）第十四条の二第一項に規定する改良普及員若しくは植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）第三十三条第一項に規定する病害虫防除員又はこれらに準ずるもの

として都道府県知事が指定する者の指導を受けるように努めるものとする。

国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）（抄）
（減額譲渡又は貸付）

第三条 普通財産は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号の地方公共団体又は法人に対し、時価からその五割以内を減額した対価で譲渡し、又は貸し付けることができる。

一 地方公共団体において次に掲げる施設の用に供するとき。

イ 医療施設及び地域保健法（昭和二十二年法律第一号）第五条第一項の規定により設置される保健所の施設

ロ 社会福祉法第二条に規定する社会福祉事業の用に供する施設（以下「社会福祉事業施設」という。）

ハ 学校教育法第一条に規定する学校の施設（学校給食の実施に必要な施設を含む。以下「学校施設」という。）

ニ 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十一条第一項の規定により設置される公民館の施設

ホ 図書館法（昭和二十五年法律第十八号）第二条第二項に規定する公立図書館の施設

ヘ 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第二項に規定する公立博物館の施設

ト 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十六条第一項又は第二項の規定により設置される職業能力開発校並びに同項の規定により設置される職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び障害者職業能力開発校の施設

チ 更生保護事業法第二条第一項に規定する更生保護事業の用に供する施設（以下「更生保護事業施設」という。）

リ 農業改良助長法（昭和二十三年法律第六十五号）第十四条第一項第五号の事業の遂行のために設置する農業者研修教育施設その他これに準ずる施設

又 住民に賃貸する目的で経営する住宅施設

ル 公害の防止のために必要な事業に係る施設で政令で定めるもの

ヲ 一般の利用に供するための体育館、水泳プールその他のスポーツ施設で政令で定めるもの

ワ 水防、消防その他の防災に関する施設で政令で定めるもの

二 国の設置する研究所、試験所その他国が公共の利益の増進を主たる目的とする事務又は事業の用に供する施設で政令で定めるものについてその用途を廃止した場合において、当該施設の用に供していた財産を地方公共団体において引き続き同種の施設の用に供するとき。

三 削除

四 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人（以下「学校法人」という。）、社会福祉法人、更生保護法人又は日本赤十字社において学校施設、社会福祉事業施設、更生保護事業施設又は日本赤十字社の業務の用に供する施設の用に供するとき。

2 (略)

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）

（職業安定法の特例）

第十五条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域が農業及び農業に関連する産業に係る労働力の需要の動向に照らしてその需要供給の円滑な調整に資することが必要な地域に該当するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該構造改革特別区域内に所在する当該地方公共団体の条例の規定により設置された教育施設であつて、次の各号のいずれにも該当するもの（以下この条において単に「教育施設」という。）の長は、当該認定の日以後は、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十三条第一項の規定にかかわらず、厚生労働大臣に届け出て、当該教育施設の学生又は当該教育施設を卒業した者（以下この条において「学生等」という。）について、同項に規定する無料の職業紹介事業を行うことができる。

一 農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）第十四条第一項第五号の事業の遂行のために設置する農業者研修教育施設（別表第五号において「農業者研修教育施設」という。）であること。

二 その教育施設の学生が、学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者であること。

2・3 (略)

職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）（抄）

（無料職業紹介事業）

第三十三条 無料の職業紹介事業（職業安定機関の行うものを除く。以下同じ。）を行おうとする者は、次条から第三十三条の四までの規定により行う場合を除き、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

（略）